

鳥羽市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年12月12日

鳥羽市監査委員 清水久行

鳥羽市監査委員 世古安秀

記

監査の種類	平成23年度 定期監査	
監査実施期間	平成23年6月30日～8月11日	
結果区分	所見（検討事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
観光課	<p>補助金交付要綱の制定について</p> <p>山川豊ふるさとコンサート収支決算書によると、補助金交付要綱が制定されていないため、補助対象経費が不明瞭なものとなっている。補助率や補助対象経費を明確にするため、各種イベントに対する補助金を対象にした統一的な要綱の制定等を検討されたい。</p>	<p>平成23年7月15日施行の鳥羽市観光振興事業補助金交付要綱を制定し、平成23年度からのイベント等の補助金については、この要綱に基づき補助金を交付するものとしています。</p>
農水商工課	<p>漁港管理について</p> <p>市が管理する11漁港の樋門や防潮扉の管理は、慣例により鳥羽磯部漁協にお願いしており、管理契約を交わしていないとのことであった。緊急時の対応や管理範囲の明確化のため書面による管理契約の締結を検討されたい。</p>	<p>災害予防と被害の拡大防止を図ることを目的に鳥羽市漁港管理者である鳥羽市長と鳥羽磯部漁業協同組合は、平成23年9月1日付けで「漁港施設における陸閘（防潮扉）開閉作業等の協力に関する確認書」を交換しました。</p>
健康福祉課	<p>課・係内での協力体制の確立について</p> <p>時間外勤務命令簿によると、係内で時間外勤務の時間にかなり偏りが見受けられた。1ヶ月に60時間を超える時間外勤務を命じられる職員も見られたことから、効率的な事務分担、協力体制等の確立を目指し、対応策・改善策について検討されたい。</p>	<p>時間外勤務に偏りがあった係において、業務の再配分と協力体制の構築を行い、一部職員に時間外勤務が偏ることがないように配慮しました。</p>

<p>企画財政課</p>	<p>課・係内での協力体制の確立について</p> <p>時間外勤務命令簿によると、課・係内でも時間外勤務の時間にかなり偏りが見受けられた。1ヶ月に60時間を超える時間外勤務を命じられる職員も見られたことから、効率的な事務分担、協力体制等の確立を目指し、対応策・改善策について検討されたい。</p>	<p>各係において、予算編成業務や計画策定など業務の集中する時期に長時間の勤務を余儀なくされている状況はありますが、年度当初に業務分担を話し合い、副担当を配置するなど可能な限り業務が偏ることがないように留意しました。</p>
--------------	---	--